

第3節 相談体制の整備等

1 労働条件や健康管理に関する相談窓口の設置

労働条件に関する相談窓口については、平成26年9月1日に、平日夜間及び土日に労働者等からの相談を無料で受け付ける「労働条件相談ほっとライン」を設置した。この相談窓口においては、平成26年9月1日から平成27年3月31日の間に、11,378件、平成27年4月から平成28年3月の間に、29,124件の相談を受け付けた。

健康管理に関しては、企業が行う産業保健活動を支援するため、産業保健活動総合支援事業の一環として、(独)労働者健康福祉機構(平成28年4月から(独)労働安全衛生総合研究所と統合し、(独)労働者健康安全機構となっている。)が全国の都道府県に設置する産業保健総合支援センターやその地域窓口(地域産業保健センター)において、様々なサービスを行っている。

産業保健総合支援センターでは、産業医や衛生管理者等の産業保健関係者等に対し、メンタルヘルス対策や過重労働対策も含む産業保健に関する専門的な相談に対する対応等を行っており、平成27年度の専門的な相談の実績は約37,000件であった。

また、労働者数50人未満規模の事業場の事業者やそこで働く労働者に対する産業保健サービスを充実させるため、地域窓口(地域産業保健センター)では、産業保健総合支援センターと連携し、労働者の健康管理に関する相談、健康診断結果についての医師への意見聴取、長時間労働者に対する面接指導等の支援を行っている。平成27年度の地域窓口による相談の実績は約56,000件であった。

また、前出のとおり「こころほっとライン」を開設するとともに、「こころの耳」によるメール相談対応を行った。

平成27年に新たに作成した大綱の内容を紹介するパンフレットでは、過労死等の防止のための活動を行う民間団体が設置する相談窓口を含め、相談窓口等一覧を掲載し、その周知を図った。

2 産業医等相談に応じる者に対する研修の実施

産業医を含む産業保健スタッフは、事業者や労働者からメンタルヘルス不調やその対策、過重労働による健康障害防止対策などについて、直接相談を受けるため、産業保健に関する専門的な知識が必要であるとともに、常に最新の状態に維持するための研修が必要となる。

このため、産業保健総合支援センターにおいて、産業医、保健師、看護師、衛生管理者といった産業保健スタッフに対して、メンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策等の産業保健に関するテーマについての専門的な研修を実施した。(平成27年度：約9,400件(産業保健スタッフ全体に対する研修の件数))

3 労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施

事業場における産業保健活動を推進するためには、実際に実務を担当する衛生管理者や人事労務担当者等に対する啓発が重要であることから、産業保健総合支援センターにおいて、メンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策等の産業保健の推進に関する様々な研修を実施した。(平成27年度：約9,400件(産業保健スタッフ全体に対する研修の件数))

4 公務員に対する相談体制の整備等

(1) 国家公務員に対する相談体制の整備等

人事院では、専門の医師等が対応し、各府省の職員、家族等が利用できる「こころの健康相談室」(全国10か所に設置)を開設している。平成27年度における相談件数は、合計148件であった。また、心の健康の問題による長期病休者の職場復帰及び再発防止に関して、専門の医師が相談に応じる「こころの健康にかかる職場復帰相談室」(全国10か所に設置)を開設している。平成27年度における相談件数は、合計187件であった。

内閣官房内閣人事局では、カウンセリングに関する有識者の講演等を通じて、各府省に配置されているカウンセラーの能力向上を図ることにより、カウンセリング制度を充実させることを目的として、1年間に全国6ブロックで各1回、カウンセラー講習会を行っている。

(2) 地方公務員に対する相談体制の整備等

ア 一般職員等に対する取組

総務省では、全国的な会議や各種研修会等において、職員等が利用できる相談体制の整備等、職場の健康管理等について、各地方公共団体に対して、助言等を実施している。

イ 教職員に対する取組

教職員に対する取組としては、第2節9(2)イで述べた労働安全衛生体制等の整備促進の一環として、公立学校教職員が加入する公立学校共済組合において、『すすめ！健康！！』～先生の元気はみんなの元気～の健康宣言を掲げ、無料の電話による健康相談や、臨床心理士・心理カウンセラーの面談による無料のメンタルヘルス相談、講演会の実施等、教職員の利用推奨を図るとともに相談体制の周知・充実を進めている。また、文部科学省としても、公立学校共済組合との連携をより強化しつつ、教職員のメンタルヘルス対策を進めている。

ウ 警察職員に対する取組

都道府県警察等のすべてに保健師又は看護師を配置し、職員からの健康相談を受理している。

都道府県警察等において、警察職員が安心して職務に専念することができる環境を構築することを目的とした相談制度である「警察職員生活相談制度」を運用している。同制度は、警察職員等から寄せられる経済問題、家庭問題、健康問題その他公私にわたる問題に関する相談に対し、あらかじめ指定された相談員(警察職員及び部外専門家等)がその解決のために助言等を行うものであり、相談員は機関の規模に応じた必要数を指名することとなっている。